



大阪教育大学附属平野小学校

いじめ防止基本方針

大阪教育大学附属平野小学校

1. いじめについての基本的な考え方

- (1) いじめの定義
- (2) いじめのプロセス
- (3) いじめ防止の3本柱

2. いじめ未然防止の体制と取り組み

- (1) 「いじめの芽」が出ないための取り組み
- (2) 「いじめの芽」の早期発見
- (3) 「いじめの芽」が「いじめ」に発展しないための取り組み

3. いじめ発生時の対応

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
- (2) いじめられた児童又はその保護者への支援
- (3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- (5) ネット上のいじめへの対応
- (6) 重大事態への対応

4. その他の留意事項

- (1) 教職員のチームワークによるいじめ予防
- (2) 学校評価と教員評価
- (3) 児童の回復力によるいじめ防止

1. いじめについての基本的な考え方

いじめは、どの児童にも起こりうるものであり、どの学級、どの集団においても起こりうるものである。したがって、すべての児童が被害者にも加害者にもなりうることを考え、その防止について基本方針を定める。児童一人ひとりの尊厳を守ることを目的として、学校、児童、家庭、大学附属学校部、関係諸機関等との連携を図り、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項（2013年9.28 施行）には、下のように定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、平成18年度以降の文部科学省（初等中等教育局児童生徒課）による「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、以下のように定義され調査されている。

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

本校においても、これらの定義に基づいていじめをとらえ、その防止に取り組む。

(2) いじめのプロセス

学校は、いじめの生成過程を、いじめの被害者と加害者の2つの立場からではなく、それをはやしたてる観衆の立場と見て見ぬふりをする傍観者の立場も踏まえて捉えなければならない。その生成過程は、「いじめの芽」→「いじめ」→「いじめ犯罪」というプロセスでとらえられる。からかいや悪ふざけなどによる「いじめの芽」が継続し、力関係が固定化することで「いじめ」に発展する。その度合いが深刻化して犯罪行為レベルにまで達するということである。特に、「いじめ」に至るまでに「いじめの芽」の段階があることに着目し、いじめへの発展を防ぐようにすることが肝要と考える。

(3) いじめ防止の3本柱

前述の定義やプロセスから、下記の3つをいじめ防止のための柱として設定する。

① 未然防止

いじめは、人権侵害問題であるにとらえ、いじめを含んだ広い「人権意識」を高めることに努める。他者へのからかい、嘲笑、仲間はずし、見下すような態度等を学級などで認めない雰囲気づくりに取り組む。それは、そうした「いじめの芽」を許さないということに留まらず、他者を大切にし、違いを認め、互いのよさを見つけるような、あたたかな集団づくりを指している。

② 早期発見

教員は児童たちの小さな変化をとらえる目をもたなければならない。児童の表情、言動、人間関係、服装や身だしなみなどの変化に気付くことである。それは、日常の児童とのコミュニケーションによって可能となる。細やかで丁寧な接し方を続けることで、一見些細で取るに足らないように思える変化であっても、その子にとっての重大さを推し量ることができる。

しかし、上述のような教師による働きだけでなく、児童同士による早期発見も不可欠なことである。互いを大切にする集団づくりは、友だちの変化・心情に気付く素地をつくるものである。

いじめ防止を教師の力のみで実現しようとするのではなく、児童たちのもつ力を活かすことが求められる。

また、保護者との細やかな情報交換も早期発見に欠かすことができない。

③ 早期対応・組織的対応

いじめの段階に発展した場合、管理職の責任において、いじめ防止推進委員会を中心に、その実態に応じた対応チームを編成し対応にあたる。

名称：いじめ防止推進委員会

構成：管理職，教務主任，生活指導部チーフ，学年主任，養護教諭，人権教育推進教師

※必要に応じて、担任，たてわり班担当教諭等を加える。

活動内容：

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報の収集や記録の共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には，緊急会議を開催する。迅速な情報の共有，関係する児童への事情聴取，指導および支援などの方針決定，保護者との連携等。

また，ただちに大学附属学校課との密な連絡体制を整え，対応する。

2. いじめ未然防止の体制と取り組み

前章で述べた通り、「いじめの芽」→「いじめ」→「いじめ犯罪」といういじめの生成過程を踏まえ、「いじめの芽」を早期に発見し、「いじめ」に発展しないように努めることがいじめ防止の中核である。すなわち、いじめを未然に防ぐためのリスクマネジメントの体制と取り組みを整え、実施していくことが求められる。

(1) 「いじめの芽」が出ないための取り組み

① 自他を共に尊重する態度・能力の育成

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設ける。このような機会を通じて、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

したがって、共同で問題を解決していく活動やソーシャルスキルを身に付ける取り組み、憧れ・憧れられる異年齢集団による取り組みなどに力を注いでいく。

② 自己有用感・自己肯定感の育成

嫉妬や羨望などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

③ 指導者の留意点

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、たてわり班活動等における人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、遊びや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめられている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる必要がある。

児童の思いを無視して教師の考えばかりを主張するのではなく、一人ひとりの児童の思いに寄り添い大切にしたり関わりを積み重ねることで、信頼関係を築くように努める。

(2) 「いじめの芽」の早期発見

① 教職員による児童観察の充実

担任教員や専科担当教員だけでなく、全教職員が一人ひとりの児童について「いじめの芽」を疑わせる兆候がないか、細やかに観察する。そのポイント例として、以下が挙げられる。

- 朝遊び・フリータイム・昼休み・放課後・10分休憩等の過ごし方
- 登下校場面 ○自由ノート等の宿題への取り組み ○トイレの利用
- 教室移動時の友だち ○グループ活動時の発言
- 話し合い時の周囲の反応 ○給食時の言動 ○清掃時の言動

これらのポイントの中で、他の児童から「はずされている」「見下されている」「からかわれている」といった様子などがいないか、教職員は敏感に捉えなければならない。他の児童がその児童に対して注意する場面などは、その言動1つだけを取り上げてはいじめの芽とは捉えにくい。必要以上にその児童に対

して繰り返し注意をしたり，その児童に対してだけ注意したり，また，他児童も同様の傾向が見られたりする場合もある。

「何か変だな」と感じ取るアンテナが教職員には求められる。

② 情報の共有化

充実した児童観察により把握した「いじめの芽」について，その教職員一人で思案するのではなく，必ず学年内等で情報を共有するようにする。改まった学年打合せやケース会議等を開くまでもなく，日常的に児童の変化について話題にする教職員の雰囲気づくりに努める必要がある。

ここで重要なことは，「いじめの芽」はどの児童・どの学級・どの集団においても起こりうることであり，その発生自体がその集団や指導者への評価につながるものではないことを共通理解していることである。問題は，その「いじめの芽」を「いじめ」に発展させないことである。「いじめの芽」のうちに発見することは細やかに児童を観察・理解していることの裏返しであり，よりよい集団形成へ向かう第一歩として捉えられる。

(3) 「いじめの芽」が「いじめ」に発展しないための取り組み

① 適切な介入と指導

上記のような充実した児童観察により発見された「いじめの芽」に対しては，適切な介入と指導が必要である。当該児童・保護者としっかり対話をした上で，直接的に教師が介入するかどうかを見極める。「いじめの芽」事案は，人間関係の問題であるので，一律の対応がとれるものではない。それぞれの文脈の中でよりよい対応を考える必要がある。学年教員を中心に，必要に応じて主幹教諭や養護教諭，スクールカウンセラー，管理職と協議しながら対応を進めるようにする。

② 相談の窓口についての周知

児童が被害にあって悩んでいることを友だちに相談したり，周囲の大人に相談したりといった，相談できる雰囲気や体制づくりが必要である。児童同士のつながりについては，いじめに向かわない態度・能力の育成で述べた取り組みによって形成していく。大人への相談については，担任への相談だけではなく，養護教諭や過去の担任，たてわり班の担当教員，管理職や教務主任など，どんな立場の大人であっても，その悩みに真摯に向き合って相談にのってくれることを，随時伝えていくようにする。

3. いじめ発生時の対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。いじめの兆候を発見した場合において、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠いたりすることがないようにする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。その上で、必要な支援・指導を速やかに行う。

学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指

導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

なお、いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこととする。

(5) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

(6) 重大事態への対応

発見されたいじめ事案が、次に掲げる場合を「重大事態」とし、大学附属学校課と連携し調査組織を設置する。

- ①いじめにより、学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより、学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

(いじめ防止対策推進法第28条より)

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

②の「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず、迅速に調査を行う。

調査結果については、いじめられた児童やその保護者に適切に情報を提供し、大学（附属学校課）へ報告する。さらに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

4. その他の留意事項

(1) 教職員のチームワークによるいじめ防止

いじめに限らず、児童一人ひとりに目を配りすべての児童にとって学校が楽しく、居心地の良い場所あるように努めることは、個々の教職員が単独で行うべきものではない。いじめ防止のためには学校が組織として取り組むことが肝要であるが、教職員のチームワークが問われている。

いじめに向かわないための態度・能力の育成、いじめの芽をいじめに発展させないための取り組みは、日常的な教職員集団のコミュニケーションの量と質を高い水準で維持することで効果をあげる。学年内での対話、専科担当教員や養護教諭・カウンセラーとの対話、用務員・事務員・給食調理員・警備員をも含めた全教職員が児童について気軽に、かつ、真剣に話せる雰囲気づくりに努めることが求められる。

そして、それぞれの教職員と児童・保護者との関係に配慮し、関係教職員が役割分担して互いをフォローし合いながら取り組んでいくことが必要である。

(2) 学校評価と教員評価

いじめに関して、学校の取り組みを自己点検・自己評価する際には、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把

握や対応が促されるよう、具体的な取り組み状況や達成状況を評価しその改善に取り組むようにする。

教員評価においても同様であり、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう、留意する。

(3) 児童の回復力によるいじめ防止

いじめのある集団を望む児童はいない。いじめる側にいる児童自身についても、そこに至る背景・文脈の中に置かれているという理解が必要である。このことは、毅然とした態度で指導することと一体のことであり、いじめている子の抱えるストレスに目を向けることが、いじめの根本的な解決に向かうためには不可欠である。

こうした、すべての児童を大切に育てるという教職員の態度によって、児童自身がいじめのない集団になろうとする姿勢や、たとえ「いじめの芽」やいじめがあったとしてもそこから回復しようとする力を支えるのである。

多くの場合、保護者や教職員が気付くよりも前に、児童がその兆候に気付く。その時に、集団内の力関係が完全に固定化してしまう前に、児童たち自らがそうした動きを食い止められるように、教職員が力づけていくことが、いじめの未然防止のためには必要である。身近な友だちや周囲の大人を相談相手とし、互いへの信頼関係の中で回復しようとするのできることをめざし、日々の教育活動に取り組んでいく。